

令和2年7月豪雨による被災者に係る

一部負担金等の支払いの免除終了について

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、令和2年7月豪雨に伴う災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、令和2年7月4日から令和3年12月31日の間で、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を行っていましたが、**令和3年12月31日をもって終了**することが決定しましたのでお知らせいたします。

このため、令和4年1月1日以降は、従来どおり、医療機関・薬局等の窓口における一部負担金の支払いが必要となります。